

令和7年度東京都税制調査会
第1回小委員会

令和7年6月12日（木）10：00～11：50
都庁第一本庁舎 33階特別会議室N6

【齋藤税制調査課長】 本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから令和7年度東京都税制調査会第1回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております資料を御参照いただきながら御検討いただければと存じます。

なお、関口委員、土居委員は、所用のため本日は欠席されております。

小委員会の開催に当たり、当調査会の設置要綱第6の3の規定により、小委員会の委員は調査会に属する委員のうちから会長が指名することとなっております。小委員会の委員は、池上会長より、お手元の小委員会委員名簿のとおり御指名いただいております。

また、設置要綱第6の5の規定によりまして、池上会長より、諸富委員を小委員長に御指名いただいております。年度最初の小委員会ということもございますので、池上会長、諸富小委員長より一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、池上会長、よろしくお願いいたします。

【池上会長】 池上でございます。よろしくお願いいたします。

第1回総会のときにも申し上げたのですが、今、世の中は極めて不安定な国際政治経済情勢の下にあります。そのことが、これまでも我々が問題としてきた少子高齢化、人口減少、気候危機、そういった問題と相まって、社会経済、特に地域社会は大きな変化に直面しております。こうした状況の下で迎えた今年度は、都税調の第9期の初年度になります。

第1回の総会では、今年度の検討事項が決定されております。都税調としては、地方自治の視点から、東京都、そして、都内の市区町村をはじめとする全国の地方自治体が、それぞれの政策課題をきちんと担っていけるように、総体としての地方税財源の拡充、そして、安定的な地方税体系の確立が必要であることを再確認したいと思います。このことを念頭に置きつつ、本年度につきましては、個人所得課税、法人課税、自動車関連税制、高齢化、公共インフラの維持更新といった直面する課題について、税制の側面から検討を加えていきたいと考えております。

小委員会につきましては、先ほど御紹介がありましたとおり、16人の委員を指名させていただきました。そして、諸富副会長に小委員長を務めていただくことになっております。諸富小委員長を中心に、前期から参加されている方々、そして、今期から参加される方々、それぞれ様々な視点から活発に御議論いただいて議論を充実させていただきたいと考えております。皆様、大変お忙しいと思いますが、ぜひ御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、私からの挨拶とさせていただきます。

【齋藤税制調査課長】 池上会長、ありがとうございました。

続きまして、諸富小委員長、お願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、おはようございます。京都大学の諸富でございます。

どちらかというと税制は専門家のテーマだと言われてきたのですが、昨今、「103万円の壁」の問題や参議院選挙に向けた消費税減税の話を含めて、税制が一般の方々やメディアの注目を浴びるトピックに急速に押し上げられてきたということで、今年も、国政レベルで消費税の議論や、いろいろな意味での減税の議論、省庁レベ

ルでも車体課税改革の話など、いろいろな議題が議論される重要な年になっていくのは間違いないと思います。

そういう意味でも、先ほど池上会長がおっしゃったテーマをこれから取り上げていくわけですが、都の立場、それから、都だけではなく地方全体を代表して物を言っていくという役割を都税調は持っていますので、そういう意味で非常に重要な役割を果たしていくことになるかと自負をしております。

また、都税調の報告書は、近年、その内容、識見を含めてとみに評価が高まっております。本年度も新しい委員を加えて、より充実した議論を小委員会にて展開していければと思っております。私の方で小委員長を務めさせていただきますが、皆様の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 諸富小委員長、ありがとうございました。

今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 では、私の方で、以下、議事を進めさせていただきます。

初めに、今年度の小委員会の議題について、事務局より説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 それでは、事務局より、今年度の小委員会の議題について説明させていただきます。

初めに、資料1「令和7年度検討事項等について」を御覧ください。

こちらは、先日の第1回総会において決定いただいたものでございます。検討事項は、「極めて不安定な国際情勢の中、少子高齢化・人口減少、気候危機の深刻化等、社会経済は大きな変化に直面している状況の下、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の在り方を念頭に置きつつ、個人所得課税及び自動車関連税制に加え、高齢化等の直面する諸課題について税制の側面から検討を行う」としております。

これらの検討事項について御議論いただき、本年10月を目途に報告を取りまとめていただければと存じます。

次に、資料2「令和7年度東京都税制調査会 小委員会の議題（案）」を御覧ください。

こちらは、先ほど御説明申し上げた今年度の検討事項を踏まえて、各回の議題と今後の予定を記載したものでございます。

今年度の小委員会は、本日を第1回としまして、10月上中旬までの間に5回開催し、総会で検討する報告案をまとめていただく予定です。

本日、第1回小委員会では、「個人所得課税①」として「ふるさと納税」及び「二地域居住等と税制」、「高齢化と税制」について、第2回では、「法人課税の在り方」と「個人所得課税②（個人住民税利子割）」について、第3回では、「自動車関連税制」「将来的な財政需要（公共インフラの維持更新）と税制」について御議論いただきたいと思いますと考えております。第4回、第5回では、「報告素案・報告案」について御議論いただいた上で、小委員会として最終の報告案を取りまとめていただきたいと思いますと考えております。

なお、こちらにお示ししました小委員会のテーマは、今後、追加や変更を行う場合がございますことを予め御了承いただきたいと思います。

また、小委員会の議事につきましては、運営要綱第3の1の規定によりまして、原則公開といたします。ただし、報告案の議論を行う第4回・第5回は、報告公表後に議事録等を公開いたしますが、議事については非公開とさせていただきます。

説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、今年度の小委員会の議題につきまして、皆様から御意見がございましたら挙手又は御発声いただけますでしょうか。指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ございませんでしょうか。

では、本年度の議題について御承認を得ましたので、案のとおり進めさせていただくことにしたいと思います。それでは、議題に入りたいと思います。

一点目は、個人所得課税「ふるさと納税」についてです。では、事務局から、論点及び資料の説明をお願いいたします。

【遠藤税制調査担当課長】 それではテーマⅠ「個人所得課税（ふるさと納税）」の論点等について御説明いたします。

資料4の1ページを御覧ください。

論点は二点ございます。

論点1は、「『ふるさと納税』に関する昨今の状況変化を踏まえ、改めて『ふるさと納税』についてどう考えるか」としております。

大手EC業者やコンビニ等が参入してきたことなどの状況変化と、これまでいただきました報告内容も踏まえ、改めてふるさと納税をどう考えるか、御議論いただきたいと存じます。

論点2は、「『ふるさと納税』に代わる寄附文化の醸成に資する寄附金税制とはどのようなものか」としております。検討項目は、「寄附金税制において、控除割合をどのようにすべきかなど、税制上どのようにインセンティブを与えられるか」としており、昨年度、「『ふるさと納税』制度には多くの問題点があることから、廃止を含め、制度の抜本的な見直しを行い、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきである」との報告をいただきましたことを踏まえ、寄附文化の醸成に資する寄附金税制とはどのようなものか、御議論いただきたいと存じます。

なお、ふるさと納税については、昨年度まで検討を重ねてきた経緯もありますので、論点2を中心に御議論をいただきたいと存じます。

また、こちらの資料につきましては、事前説明から追加等の大きな変更等はございません。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 御説明、ありがとうございました。

では、ふるさと納税について、昨年まで議論してきたことも踏まえまして、概ね20分程度、論点2を中心にというお話もありましたので、もちろん論点1について触れていただいても構いませんが、御意見のある委員の皆様、発声ないしは挙手をいただければ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、阿部委員、お願いいたします。

【阿部委員】 私からは、資料の16ページですが、現行のふるさと納税制度を廃止した場合の住民税の控除額について質問させていただきます。所得割額の2割の特例分については、地方税法附則5条の5の規定により、上場株式等の譲渡所得など各種の所得を有する納税者についてのみ控除が認められ、全ての所得階層にこうした控除が認められるわけではないと考えられますが、その理解でよろしいでしょうか。

また、給与所得のみを有する「年収700万円の給与所得者」の例では、住民税の所得割の2割を限度として控除が認められる場合と、この控除が廃止された場合の比較として、現行の28,000円分の控除から5,600円の控除に減額されることが示されていると思いますが、この点についてお伺いできればと思っております。

【諸富小委員長】 資料の内容についてということですので、事務局から御回答いただくことはできますでしょうか。

【遠藤税制調査担当課長】 今、御質問いただきました内容ですが、阿部委員の御指摘のとおりの内容（特例控除額は各納税者の所得状況による）で結構でございます。

【阿部委員】 そういたしますと、15ページの資料は、特例分を廃止するという意味の資料でよろしいでしょうか。

【遠藤税制調査担当課長】 こちらの資料は、「『ふるさと納税』を廃止した場合」というのを下に記載しておりまして、ふるさと納税がなくなれば、この特例分は適用されませんので、そういう意味合いでお示ししてい

る資料になります。

【阿部委員】 ありがとうございました。

それから、もう一点でございますが、アンケート調査の資料を取り上げていただいて、その点について、14ページの7番の資料でございますが、こちらを取り上げた趣旨についてお伺いしたいというのと、調査結果の分析の指標としてその制度を利用した年代層等の情報が分かるのであれば御教示いただければと存じます。

【遠藤税制調査担当課長】 お調べしたのですが、年代別にふるさと納税をやっている方の実績に関する資料は見つけることができませんでした。そのため、大変申し訳ないのですが、年代別の資料をお示しすることが叶いませんでした。

【阿部委員】 そうしますと、この資料をここで取り上げた趣旨について御教示いただければと存じます。

【遠藤税制調査担当課長】 今回、ふるさと納税を廃止した後に、寄附金税制として何ができるかということをお伺いするために、現状の寄附の状況について、どのようになっているかをお示ししたいということで付けている資料になります。

最後の7番のところですが、寄附金控除制度が適用されるかどうかということで答えている人は少ないという結果にはなっているのですが、これを、どのように増やしていくかも考えるべき視点ではということでお示しさせていただきました。

【阿部委員】 ありがとうございました。

【諸富小委員長】 阿部委員、よろしいでしょうか。

【阿部委員】 はい、ありがとうございます。

【諸富小委員長】

では、続きまして、金井委員、どうぞ。

【金井委員】 ふるさと納税については、批判の話は、既に議論としては固まっているとは思いますが、今回、寄附文化との関係で論点が設定されているので、それでお伺いします。第一点目は、そもそもふるさと納税は、寄附の仕組みを活用していますが、実態の論理が寄附なのか。むしろ、寄附文化を破壊しているのではないかという気がしているので、ふるさと納税に代わる寄附文化の醸成というよりは、ふるさと納税によって破壊された寄附文化の再建と論点を設定した方が適切なのではないかというのが率直な印象です。

ふるさと納税が、実態においては2,000円の支払いによるオンラインショッピングになっているというのは広く知られていることなので、そもそも寄附でもなければ納税でもなく単なる購入です。お買い得商品の官製払下げに近いということなので、論点の設定の仕方自体が的外れではないかというのが率直な印象の第一点目です。こういう論点でいいのかというのが一つ目の質問です。

それから、二つ目の質問は、そうはいってもふるさと納税には、被災地への返礼品を期待しないふるさと納税もあるので、返礼品がなければそう悪いものではないとは言えるのですが、寄附文化とは何なのかということについて、これをどう考えるか、教えていただきたい。被災地への返礼品のない寄附は、結局、自治体間での税金といえますか公金のやり取りなので、パブリックセクターの総資金量を増やすわけではほとんどなく、2,000円増やすだけです。そのため、それは単なる財政調整の一環であって、寄附と言えるのかということがあります。

寄附文化をどう考えるか、寄附文化というのは、ガバメントセクターとサードセクターを含めたパブリックな資金量を増やすと仮に定義するのであれば、ふるさと納税はあまり寄与していないということです。要するに、一定の減税をすることによって寄附を増やして、ガバメントとサードセクター、すべて合わせたパブリックのお金が増えるというのを仮に寄附文化とするのであれば、ふるさと納税はほとんど貢献していないということになります。寄附文化を、税制というかお金の面でどう定義するのか、私の定義は私の思いつきであります。世の中的にこの寄附文化の醸成なるものが、税制や財政の観点からどう定義されているのかがはっきりしないと

分からないので、その点も教えていただければと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

事務局からお答えいただけることがありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宮崎税制調査担当部長】

まず、一点目の、ふるさと納税の再構築という論点の設定の仕方についての御提案につきましては、そちらも含めた形で議論いただいてよろしいのかと事務局としては思っております。あくまでも、ふるさと納税廃止後の取扱いとしてどういったものがあり得るのか、もしくは、今のふるさと納税を改善する視点でどういう形が望ましいのか。捉え方によって様々な考え方があろうかと思っておりますので、そちらも含めて広く御議論いただきたいと思っております。

それから、寄附文化の醸成の意味合いにつきましては、金井委員がおっしゃるとおり、公共セクターの部分の財源が増えるという考え方ももちろんございますし、国民の方で寄附の全体量をいかに増やしていくかという、漠とした意味での寄附文化の醸成という捉え方もあろうかと思っております。厳密な意味で、寄附はこうだということは、こちらからはお示しをできないのですが、広く御議論いただきたいというのが事務局としての考えでございます。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

金井委員、よろしいでしょうか。今のお答えに関して、追加のコメントや御質問はないでしょうか。

【金井委員】 捉え方が様々あるというのはおっしゃるとおりなのですが、どう捉えるかが問われているという気がします。ふるさと納税を廃止した後の寄附文化に関する論点はあると思うのですが、ふるさと納税が、あたかも寄附に寄与していたかのごとき印象を与えるのは適切なのかと。むしろ、ふるさと納税によって寄附は破壊されたという方が正しいのではないかというのが一点目です。

それから、二点目は、寄附をどう捉えるかによりけりなのですが、寄附した額を丸々税額控除すれば、税金が減って寄附が増えることになるが、それも寄附が増えたと言えるのか、それであれば、パブリックなお金としてはプラスマイナスゼロではないか。パブリックないしノンプロフィット、新しい公共といいますか広い公共のイメージで、サードセクターとガバメントセクターを足したものが一定ならば、それは増えたことにならないので、何か漠然と寄附が増えるということと、この寄附文化の関係性がいかなものかなと。

さらに言えば、税金を減らして寄附が増えても、その寄附が政治権力を持つ可能性もあるので、寄附者ないし金持ちの政治権力を増やすということが寄附文化なのかという話もあるので、そこはきちんと詰めないといけない。何か漠然と寄附を増やす文化を作りましょうというのはどうなのかと疑問に思った次第です。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 先ほどの金井委員のコメントの続きになるのですが、論点として、この資料の立てつけもそうなのですが、ふるさと納税というのは、いわゆる、地方税の応益原則に反するとか返礼品けしからんとか、そういう話になってしまっているので、実際そうなのですが、おそらく、世の中的にアピールしようということであれば、論点をずらして、変えた方がいいという気がするのは、ふるさと納税が誰の利益なのだとするところだと思うのです。

一つは、よく言われるとおり、ふるさと納税は、東京都民の納税者も含めて、高所得者ではないと多く減税してもらえないので、実際は、高所得者にとって有利な制度だから、やはり税制として見たら不公平だという論点

になってくる。これは逆に、東京都から見ると少しチャレンジングで、これまでは、寄附金を集めていた自治体や総務省と対峙しているイメージですが、実際は違っており、これは東京都の中の納税者の問題なのです。そのため、これは、東京とかの高所得者にとってあまりにも有利な仕組みではないかと、そこはもう少し言っているのではないかとということです。

それから、今回、Amazonだとかいろいろ出てきましたが、JRもやっているシファミリマートもやっているみたいですが、結局、これも中央資本の利益ではないのか。楽天もそうですよね。ありていにも言うと、これは本当に地方のためになっているのかと言われたときに、手数料、仲介料を含めて、結構それなりのキックバックというカリターンが、実際は中央資本の企業に回っているのではないかとことを言ってもいいのではないかと思います。これは、よく公共事業でも言われていたことで、実際、地元 本当にお金が落ちているのかというところなのだと思うので、この辺りを、もう少し深掘りして指摘して、「ふるさと納税は誰のため」という議論をした方がいいと思います。

それから、論点2の方ですが、私も一般論として寄附文化の醸成は必要だと思うのですが、ただ、ふるさと納税に代わる制度ということであれば、恐らく肝心なのは寄附文化ではなくて地方創生の方だと思うのです。つまり、ふるさと納税は、ありていにも言うと、都市から地方へ、ある種、格差是正というのが本来の狙いだった。狙いどおりにはなっていませんが、それが狙いだったわけなので、ふるさと納税に代わる地方創生の仕組みは何だろうということを考えられた方がいいという気はしました。それは交付税の見直しかもしれないし、税源配分の見直しかもしれない。これは東京都にとって少し痛い話ですが。それをやらないと、おそらく、ふるさと納税の代わりというものにはならない気がしました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今の佐藤委員の御指摘のうちの第一点目、中央資本が利益になっているのではないかとということです。資料でも示していただいた内容かと思うのですが、こういった部分について、計数的な情報を得るのはなかなか難しいものです。

つまり、佐藤委員の御指摘は、本当にその寄附した金額のうち、地元、寄附先に落ちているのがどれぐらいになっているのかということを見る必要があるのではないかと。つまり、意外に落ちていない。一つは、実は都内の高所得者、あるいは、こういった業者の手元にいろいろな形で、手数料その他の名目で入ってしまっている。これらを差し引いた本当に地域に落ちているお金は一体幾らかというのは、数字として調査が行われるなど、何かしているものなのでしょうか。

【宮崎税制調査担当部長】 詳細な数字は、公表はされていないかと思いますが、全体の寄附額と税額控除の金額は公表されております。それから、差し引いた部分のうちの、経費として半分までという制度になってございますので、そこを差し引いた部分や、業者の方に、例えば売上とか経費として流れている部分について大まかな数字はつかめるのではと思ってございます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

最終的な報告書に載せることができる、何か確度の高い計数が出てくるかどうか分からないのですが、そういう数字があった方が、より説得力を増すと思います。佐藤委員から非常に重要な論点を挙げていただきました。ありがとうございます。

他には御意見等はございませんでしょうか。

工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 ありがとうございます。

金井委員が既におっしゃったことと被る点がございまして、ふるさと納税が、日本の場合には寄附文化を醸成したというよりも、最初の意図としてはそうだったのだと思いますが、結果的にはそうではなかったというのは、一回総括したほうがいいと思っております。

冒頭で阿部委員からも御質問があつて、現在、ふるさと納税をしている方の実際のプロフィールというのは、私ももう少し知りたいと思つているところでございまして、通常、比較的高所得者が利用していると言われている反面、周囲を見ていると、最近、若い方が節税効果もあるし、いいのではないかとということで、かなり大勢の方が参加しているような印象を受けております。そういう意味では、ふるさと納税の参加者の実態を理解した方がいいと思つておりまして、先ほど、具体的な数字がないということだったので、今後、引き続き、何かデータがありましたらぜひいただきたいと思つました。

なぜそれが重要かと言いますと、やはり、ふるさと納税という制度が、寄附というよりは、先ほどの金井委員もおっしゃっていたとおり、要は、物がもらえる一つの仕組みというような、プラットフォームを利用したものになっていて、必ずしも寄附という理解がないというのが非常に大きな問題ではないかと思つています。

そういう意味では、ふるさと納税を改編するというよりも、寄附の中でどういった形で、第二、第三、これはおそらく、次のテーマの二拠点居住にも関係すると思うのですが、そういった他の自治体への支援ということの有効化するのか。それから、これは昨年から既に言われていることでもありますし、私も申し上げたと思うのですが、どちらかという、今の住民税ではなくて、やはり所得税からの控除の方が適切ではないかと思う点でございまして。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今の工藤委員の御意見、コメントに対して事務局から何かお答えすべき点はございますか。

【遠藤税制調査担当課長】 年代別データ等は非常に重要だという御指摘がありました。今のところ詳細なものが存在するのか把握できておりませんので、適切な調査がないか、調べていきたいと思つております。

【諸富小委員長】 では、会場で鴨田委員から挙手をいただいていると伺つております。よろしいでしょうか。鴨田委員、よろしくお願ひします。

【鴨田委員】 鴨田です。

今回、8ページに、参考として日税連の税制改正に関する建議書を入れていただいたのですが、今、令和8年度の税制改正に関する建議書ができておりまして、月末に理事会の議決を得て公表されることになっています。あまり詳しいお話はできないのですが、日税連としては、廃止をするということはまだ出てきていなくて、見直しを求める予定です。

例えば、費用総額5割以下基準については、その水準が高いので返礼割合である3割との差について縮小したらどうかとか、あとは、令和7年度にも書いてありますが、その制度を利用できる者とできない者との間に経済的利益を享受する機会の不平等ということがありますので、そこについては、例えば、返礼品の送付が行われるタイプのふるさと納税については、特例の対象とする金額には一定程度の上限を設けると有効なのではないかという建議書になっております。

先ほど、実際の問題という話が出ましたが、私も、確定申告の作成をかなりしていますが、やはり、ふるさと納税をしている高所得者についてはかなりの金額です。ホームページに、幾らまですると効果があるとかシミュレーションがあるので、大体、皆さんそれに従っているという感じです。少額の方は、おそらく幅広く人数は多いと思うのですが、高額の方はかなりの金額でやっているということは言えると思つます。

以上です。

【諸富小委員長】 鴨田委員、ありがとうございます。

私も、今の鴨田委員の実態を踏まえた御発言を受けまして、佐藤委員の御意見と共通ですが、誰の利益になっているのか、本当に地方のためになっているのかという点を明らかにするには、ある程度、データで、実際に利用している方はこういう方々で、それから、どれぐらいの利益になって、つまり、所得のバックがあつて助かっているのかという数字が出てくると一番いいですね。実態がこうであるということを言えれば、かなりインパクトを持つのですが、そうした調査はできるものなのでしょうか。サンプル調査とかはできないですか。事務局に対する質問です。

【宮崎税制調査担当部長】 やり方も含めて、宿題として検討させていただければと思います。

【諸富小委員長】 すみません。突然リクエストしてしまいました。その方がおそらくいいだろうと思います。続きまして、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 今の件で質問なのですが、逆に言うと、特例控除があるので、特例控除の適用者は税務データですので、自治体、市町村であれば、おそらく、税務データ上、誰が控除を受けているか分かりますよね。

【宮崎税制調査担当部長】 おっしゃるとおり、市町村であれば税務データ上は分かります。自治体内の区民とか市民に対してふるさと納税の調査を実施している自治体もあるのですが、サンプル調査的な形で公表している例は見つかったのですが、全数的に網羅した形でお示しした例はありませんでしたので、調査のやり方も含めて、今後検討させていただければと思っております。

【佐藤委員】 東京都は自分で所得割を集めているわけではなく、徴税しているのが市町村だからですね。

【宮崎税制調査担当部長】 おっしゃるとおり、東京都としては、個別の税務データは持っておりません。

【佐藤委員】 分かりました。確認です。

【池上会長】 よろしいでしょうか。池上です。

ふるさと納税については、毎年議論を積み重ねてきておりまして、報告の内容も徐々に充実してきていると思うのですが、新たな論点が続々と出てきております。先ほど、佐藤委員からお話いただいたとおりで、この制度が、例えば高所得者有利である、あるいは中央資本、大企業有利であるという特徴といいますか、性格が強まっているということについても示すべきであるということは、そのとおりだと考えております。

それから、寄附文化に関する点ですが、確かに、いわゆる返礼品の存在が常態化している現実を見ますと、それが寄附という考え方を破壊するという面があることは、私もそのとおりだと思います。もちろん、仮に、返礼品という制度を全て禁止したとしても、それで問題がなくなるかというと、いわゆる、受益と負担の問題という、つまり、税収が居住自治体ではないところに逃げていくという問題はありますので、そちらの根本的な問題は残っています。しかし、寄附の問題について考えるならば、これは、今日、出していただいた資料の中でも10ページから11ページにかけてあるのですが、地方自治体の視点から寄附をどう考えるかという問題は、やはりあるのだと思います。

現実には、従来から行われている制度で、この10ページの資料ですと、右側の方の緑色に塗られた部分が、本来の都道府県、市区町村の独自の寄附制度ということになっています。つまり、寄附先を自治体の側が指定するわけです。

11ページは、実際に東京都がどういう形でそれを運営しているかを示しています。つまり、東京都がどういう団体、法人を寄附先として指定して、それについて寄附の控除を認めているということになります。本来、地方自治体レベルの、いわゆる寄附税制というのはこういうものなのだろうと思っております。

そうすると、こういう制度にどのように近づけていけるのかということが、地方自治の視点から寄附を考えるというときには重要なだろうと思って、この資料をつけていただいたので、この点からも、今後、議論をしていければと考えております。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

事務局から、今の池上会長の御発言に対するお答えはございますか。

【遠藤税制調査担当課長】 事務局からは特にございません。

【諸富小委員長】 分かりました。

では、活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今回、様々な御意見をいただきましたので、事務局において、それを踏まえて検討いただき、また必要があれば、別の回に、例えば今日の統計的な調査などについて、進展がございましたら、また御報告いただくというようにしたいと思います。皆様、御意見をいただきまして、ありがとうございました。では、次の議題「個人所得課税 二地域居住等と税制」に移りたいと思います。では、事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

【遠藤税制調査担当課長】 それでは、テーマⅡ「個人所得課税（二地域居住と税制）」の論点について御説明いたします。

資料5の1ページを御覧ください。

論点としまして、「今後、『ふるさと住民登録制度』など国による取組が推進された場合、二地域居住等における個人住民税をはじめとした税制の在り方をどう考えるか」としております。

検討項目は、二地域居住の受益と負担の考え方としており、既存の税制（家屋敷課税、固定資産税、地方消費税）との関係、個人住民税の分割の是非や課題について、ふるさと住民登録制度により、複数の自治体へ住民登録が可能となった場合を前提として御議論をいただきたく存じます。

なお、資料につきまして、事前説明から一か所変更しておりますので、御説明いたします。

5ページをお開きください。

「国における二地域居住等の動向②」ですが、下段になります。最新情報である第10回の会議資料の内容に変更しております。

その他、大きな変更はございません。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 説明、ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がありました論点について、概ね30分程度を予定しております。皆様、提示されております論点につきまして御意見を伺いたいと思います。挙手、御発声いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【酒井委員】 酒井です。発言してよろしかったでしょうか。

【諸富小委員長】 どうぞ、よろしくお願いします。

【酒井委員】 ありがとうございます。

こちらの、二地域居住等実施者の定義は、まだ固まっていないと伺っています。大枠で示されている定義も、非常に広い範囲の方を含むものになっていると考えます。いろいろな滞在の仕方がある中で、スライド7ページの下の方の税負担のことを考えますと、こちらは、不動産所有者と消費があった場合で税負担があるということで、しかし、いろいろな滞在の仕方があるということを考えますと、例えば、不動産賃貸による滞在のケースではどうなるかということが気になることです。

賃貸物件の所有者が、もちろん固定資産税などを負担しているところではありますが、現実にはどの程度転嫁されているのか。転嫁されていないということもありますでしょうし、固定資産税の負担の考え方で、これはどのように捉えるかというのが課題としてあると思っています。

ここでは、国内の二地域居住が問題となっているところですが、海外から来て滞在している人のケースでは、その地域で行政サービスの応益的な負担をどう求めるかという点もあるかと思います。この点は論点からずれ

ると思うのですが、イギリスでは、住居に対して課される地方税、カウンスルトックスなどが参考になるのではないかと思います、理論的に検討してみたいと考えておりますが、この点、何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

あと、地方消費税の方ですが、ここでも賃貸の場合ですと、有料賃貸物件の場合には賃料に消費税がかかっていないということで、少なくとも、地方消費税については、地方税法72条の116にあるとおり、目的税と理解されているので、この点、区別して考えるべきところになるのかどうか、教えていただきたいと思います。

以上、私の問題意識をコメントさせていただいた部分もありますが、質問に対してお答えいただける部分があればよろしくお願いします。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、事務局からお願いいたします。

【遠藤税制調査担当課長】 御質問ですが、イギリスの取組と賃貸のところでよろしいでしょうか。

【酒井委員】 賃貸のケースについて、どのように行政サービスの負担を求めると考えるのか。イギリスの制度は、私もこれから勉強しようと思っていて、その点で、もし何か、更に研究が進められているところがあれば教えていただきたいなと思っております。

【宮崎税制調査担当部長】 御発言の中に言及がございましたとおり、家賃を通じて固定資産税相当額の一定を間接的にお支払いしているというのはもちろんですし、それから、そちらのエリアの中で、当然、消費をすれば地方消費税として入ってくる部分もございますので、そういった形で、間接的に納めている部分は既存の制度の中でもありますということで、参考としてお示しさせていただいた、そういった趣旨の資料でございます。

【酒井委員】 ありがとうございます。

【諸富小委員長】 よろしいでしょうか。

では、佐藤委員、よろしくお願いします。

【佐藤委員】 よろしくお願いします。

まず、このふるさと住民登録制度が具体的にどういう制度になるかということ次第だとは思いますが、やはり居住の実態をどう把握するかだと思います。国際課税では、有名な183日ルールで、要するに、半年以上その国に住んでいれば、その国で納税の義務が発生するというのがあります。そのため、仮にふるさと住民登録制度においても、一定期間の滞在というのが求められるということであれば、一定のその滞在期間に応じて税収を配分するということはあると思います。私、実は、何年前に政府税制調査会でアメリカに現地調査をしたときに、彼らは本当にそれをやっているのです。アメリカの中で何日いたかによって、州税の発生のパターンが変わってくるそうです。

そのため、現年所得課税にも関わりますが、リアルタイムに所得を捕捉すると同時に、そういう人が、いったい今どこに居住しているのかを把握する。現在、1月1日ルールになっていますが、極めて紙媒体の時代のルールだと思いますので、1月1日は東京にいたが7月1日は北海道にいるということであれば、それに応じた税源の配分とか納税の仕組みというのはあっているのかと思います。ただ、一般論になってしまいますが、ふるさと住民登録制度における住民の定義、滞在期間の確認の仕方、それから、最低限の滞在期間の条件、それらと整合性を合わせていくということがやはり肝要だと思います。それさえできれば、今の仕組みの中でも対応できると思います。せっかくこういう仕組みを作るのであれば、リアルタイムに居住者が今どこにいるのかということ把握できる。特に、最近話題の、外国人関係の方々が、1月1日ルールだと今どこにいるか分からないという問題がありますので、その辺りの把握にもつながるので、そういうインフラの一つと位置づけるのはありかと思います。

あと、大学生たちも結構二居住なのです。それから、単身赴任の方もいますよね。地元に住民票を残したまま東京に来ている人はざらにいますので、それも考えると、実態に合わせる仕組みに変えていくという捉え方もあると思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

飯島委員、どうぞ。

【飯島委員】 抽象的で、かつ、頭の固い議論で恐縮ですが、第1のテーマであるふるさと納税とも関わって、「ふるさと」なるものの制度化という事象が一体何なのか、何を意味するのかという観点から若干申し上げたいと思います。

ふるさと納税制度も、ふるさと住民登録制度も、施策としては、前のテーマで佐藤委員がおっしゃったとおり、地方創生政策の一環に位置づけられていますので、まち・ひと・しごと創生法の目的規定からしまして、人口減少に歯止めをかける、また、東京圏への一極集中を是正するという目的に資するための国策として実施されていると把握できるかと思います。その上で、「ふるさと」という言葉でもって、個人が、自らが所属する地方公共団体とは別に、自らの意思で選んだ地方公共団体の区域に関与するという事象を把握し、あるいは、創出して、税制などを使って誘導するということが行われようとしているように思います。

ふるさと納税は、既に御議論がありましたとおり、個人レベルというミクロでは寄附金特例控除制度が、また、地方公共団体全体のマクロでは地方交付税制を使った調整なども行われていて、現在、泉佐野市が特別交付税の減額などをめぐって訴訟を提起しているといったこともあります。一方、ふるさと住民登録制度については、住民論の議論に鑑みますと、果たして、この登録によって住民としての地位を認めるということが制度設計として可能なかが問われるかと思います。

住民の地位というのは、資料の8ページに書いてくださっているところもそうですし、また、受益と負担と参政権の三位一体とも言いますように、包括性を一つの特徴としています。この包括的な地位を可分のものとしても捉え直すということが一体どういう意味を持つのか、あるいはどういうインパクトをもたらすのか、また、それ自体は認められたとしても、この制度設計自体は非常に困難なのではないかと思います。

加えて、私人の意思で選ぶ、また、地方公共団体の側も何らかの条件をつけるなどして、地方公共団体の意思も介在するということになりますと、地方公共団体のいわゆる任意団体化ということで、地方公共団体自身の性格も大きく変わる可能性があるのではないかと考えております。

逆に、ふるさと住民というものは、住民とは異なるのだと割り切ってしまうと、それは既存の制度や従来の議論の枠内、あるいは延長で捉えることができるのではないかと思います。

例えば、サービスの提供とそれに伴う負担につきましては、これまでですと、地方自治法232条の2に基づき、補助については公益性の縛りがありますが、地方公共団体の事務として行うことができます。また、244条の3の公の施設の区域外設置なども、自治体間の協議によって行うということになっていて、そういうマクロでの調整は、現在でも行われています。ここに、個人の負担、税による調整を入れ込むとなりますと、どのようになるのか、様々考えなければならない点はあるかと思っております。

雑駁で恐縮ですが、以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、続きまして、工藤委員からよろしくお願いいたします。

【工藤委員】 御説明、ありがとうございました。

私からは三点です。

既に各委員からも出ていることかと思うのですが、今後、国の制度がどうなるのかということによって、かな

り変わってくるのかと思いました。現在、議論されている内容はかなり雑駁で、要は、本人がここだと言えいいというような感じに聞こえてしまうのですが、それだと、恐らく、佐藤委員の御指摘のような、例えば国際的に定着している180日ルールとか、そういったことが機能しないので、本当にそれでいいのかどうかという問題はあるかと思います。これが一点目です。ですので、それを注視していく必要があるのかなと思っております。実際には、もっとも重要なことは、その地域で受ける基本的な公共サービスに対する対価をどういった形で払っていただくのかという視点が非常に重要かと思っていますので、そういう意味では、本人の自己申告というよりは、居住実態であるとか、そこでの生産活動にどれだけ参画しているのかということが重要になってくるかと思っています。

二点目に関しましては、ちょうどコロナの初期に、国際的にも、他の地域、場合によっては他の国においてテレワークをするという人たちが増えた中で、その人たちの、例えば所得税をどう考えるのかという問題、あるいは住民税ですね。そういう問題が出てきたと認識しておりますので、そういった過去の事例とか国の対応なども検討するのがよろしいのではないかと思います。

三点目といたしましては、先ほど、既に固定資産税、あるいは居住実態の話が出ていたかと思うのですが、もし御参考になればですが、イタリアにおいては、例えば、主たる生計を営んでいる地域、つまり、第一の居住実態のある地域ということになるわけですが、そこは、固定資産税や関係する家屋に伴う税金、具体的には、ごみ処理税とかそういったものがある程度控除されますが、第二、第三、具体的には別荘地ということも入りますが、それについては、控除はないという制度もございますので、そういった意味では、居住実態を把握するということの重要性和、その際に、賃貸も含めて、特にあとは、固定資産の所有の実態を把握することが重要なのではないかと思います。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 参考になるかどうか分からないのですが、介護保険にたしか住所地特例という制度があります。つまり、介護保険料を、例えば東京都心の自治体、世田谷区や港区とかで払っていて、その後、例えば介護施設が埼玉県川口市にあったというときに、川口市での介護保険の給付を、当初いた自治体、世田谷区とか港区の方から払うものなのですが、例えば、普段は東京に住んでいる人が郊外に行ったときに、そこで何らかの受益をしているわけです。そうすると、ある意味、これは水平的移転になってしまいますが、当初住んでいた場所から一部お金がそちらに回るというのは、実際ないわけではないので、一つのアイデアとして、住所地特例のような仕組みも一つ参考に。ただ、届出をしてもらわないといけないのですが、そのような仕組みも参考になるのかなと思います。思いつきですので情報提供までです。

【諸富小委員長】 確かに、そうですね。ありがとうございます。

他にはございますでしょうか。

では、鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 実務家としては、最終的な課税実務ですよね。定額減税のときに、市区町村、企業の方は大変だったわけです。そのため、もしこれが実現して、実際に調整するときには、かなり大変なのではないかという感想を持っています。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 先ほど委員の皆様からも議論が様々出ておりまして、その点と重なるかもしれませんが、結果

として、公共サービスの対価として、応益負担をいかに求めるかという視点が重要であると思います。この点については、生活の本拠として、実質的に生活の基盤となる場所をどのように判定するかが極めて重要であり、委員からも指摘がありましたとおり、例えば、生活の実態として、通勤先や勤務先、家族の所在、生活の拠点といった実態を踏まえてどのような基準によって決定すべきかが重要な論点になると思われます。

もっとも、このような実体把握は非常に困難な場合も想定されるため、例えば、滞在日数に応じて課税を分配する仕組みが可能であれば、按分課税制度のような制度設計の検討も必要となり得るのではないかと、御議論を伺いながら感じた次第です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

他に委員から御意見等はございますか。

もし、なければ、池上会長からも一言ございましたらいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

【池上会長】 皆様、御意見をいただき、ありがとうございます。

この制度、つまり二地域居住、もしくは、名前が出たふるさと住民登録制度というのが、一体どういう内容になるのかまだ決まっていないので、対応するといっても一般論的なことしか言えないというのはそのとおりなのですが、ただ、内容が決まっていなくても、もし、こういうことをやるとこういう問題が起きるということを問題提起することは必要だろうと思います。

今、いろいろお話を伺っていると、仮にふるさと住民登録という制度を作って、登録する人がそれぞれの市区町村に何人か出てきたといったときに、その人に対する公共サービスを、登録を受けた団体が行うとすれば、その財源は誰が払うのだという話になってくるわけです。現状では、何も制度改革をしなければ、元から住んでいる人たちが納めている住民税とか、あるいは固定資産を持っている人たちの固定資産税といったものが、その財源として使われることになって、それでいいのかという問題になる。

そうでなければ、登録した人に払わせればいいではないかという考え方があって、いわゆる登録料金を払うのか、あるいは、先ほどお話があったとおり、いわゆる住居課税のような形で、上乘せの負担になりますが、支払ってもらふ。そうすると、登録する人が減る。登録しない人が増えてくるということになると、それでは何のためにやったか分からないと。

それならば、今出されましたとおり、今、住民票があるところから一部、分割といいますか移転するという考え方があります。それを滞在日数に応じて分けるのかという話もありましたが、そういう考え方がある。そうすると、今度は、居住している、つまり住民票のある団体との利害関係が出てくるということになります。

それもすべて避けようと思うのであれば、最後に出てくるのは地方創生の話です。地方創生はもう10年たちましたが、最初から交付金という制度を作ってスタートした制度ですので、では、登録制度に応募して、つまり登録した人数に応じて交付金を国が配るのかという話になってくる。今度は、これは国家財政の問題になってくるということで、いずれにしても、いろいろな問題点がありそうです。

いろいろなお話が出されましたので、こういったところが問題になるのではないかと、問題提起ができるのではないかと思いますので、どういう形で報告に書くかを含めてこれから検討したいと考えております。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

このテーマに関しても多岐にわたる御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。いろいろと考えるべき論点が明確になってきたかと思います。ふるさと住民登録制度、これは非常に大事な制度となる可能性があります。国が、関係人口を増やしていこうという政策とも整合的な方向なのかと思います。

ただ、課税上はふるさと住民登録制度に登録したから、イコール即課税とはならないということは、今日、委員の皆様方が御指摘いただいたとおり、課税実態をどうやって把握するのか、何日住んだら課税が発生するのかといった要件ですね。それから、居住している、滞在しているという実態をどういう方法でつかむのか、国と国

の間であれば国境を超えればパスポートコントロールで分かりますが、日本の国内でどうやって知るのか、リアルタイムでつかむべきだという佐藤委員からの御意見もありましたが、どうやってリアルタイムで把握するのかという技術的課題もあると思いましたが、住民の受益を課税上どこで捉えるか、消費なのか固定資産なのかといった点もまた論点になると思いましたが。

事務局から、委員の皆様方のこれまでの御意見を踏まえて、何か回答をいただける点がありましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【宮崎税制調査担当部長】　ただいま、御意見をいろいろ賜ったとおり、今、国の方で制度の詳細を、これからまさに検討していこうという段階でございます。その内容がつかめてきませんと、どういった影響が出るのかという具体的な課題のところについても、なかなか考えられない部分もございますので、引き続き、我々としても、国の動向をきちんとウオッチしながら、また、都税調の議論に生かせるようなデータ提供等に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【諸富小委員長】　ありがとうございます。

そうしましたら、次の議題に移りたいと思います。「高齢化と税制」について、事務局から、論点及び資料の説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】　資料6を御覧ください。

論点ですが、「高齢化が進行する中、持続可能な社会（医療・介護制度）を維持するためにあるべき税制とはどのようなものか」でございます。

具体的な検討項目は、「社会保険（医療・介護）と税制」について、でございます。社会保障（医療・介護）の財源として、社会保障や税の在り方などについて、御意見・御議論をいただければと存じます。

また、負担の公平化、高齢者の負担の在り方という観点から、課税ベースをどのように考えるか、金融所得、副業、資産への拡大の可能性なども含め、御意見・御議論いただければと存じます。

次に、資料につきまして、事前にお示ししていたものから一か所追記とスライド一枚を追加してございます。

まず、右下のページ数で言いますと16ページの一番下、保険料につきまして、令和7年度の数字を追記してございます。

スライドの追加につきましては、27ページになります。「所得税等の計算における給与所得控除と年金所得等控除のイメージ」のスライドを、参考資料として追加してございます。

内容といたしましては、所得税等の計算において、年金・給与双方の収入がある場合と給与収入のみの場合の概算控除額の違いを説明するものでございます。同じ年収でも、控除額に差が生じることから、社会保険料の算定の基礎となる額にも影響があると考えられますので、議論の参考に掲載したものでございます。

資料の説明は以上です。

続きまして、本日欠席の土居委員より、事前に書面で御意見をいただいておりますので、事務局から御紹介させていただきます。

「高齢化と税制」において、世代間及び世代内の公平を確保する観点から、検討項目である課税ベースに関して、次のとおり意見を申し上げます。

1　公的年金等控除及び給与所得控除の併用を見直すべき。

同じ年収であっても、給与所得控除しか適用されない現役世代に対し、公的年金等控除を併用できる65歳以上の者は控除額が増えて、税負担が軽くなる制度となっており、世代間の公平性に課題がある。

しかも、公的年金等控除が併用される分だけ保険料の賦課ベースも縮小し、社会保険料負担も軽くなっている。公的年金等控除の併用を縮小することを検討すべきである。

2 遺族年金の非課税扱いを見直すべき。

高齢者が受け取る遺族年金は非課税所得とされ、社会保険料の賦課ベースになっていないことは、社会保険料を納めた本人が受給する年金が公的年金等控除を行った上で課税対象になり、保険料の賦課ベースにも含まれていることと比較して同世代内でも公平ではない。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、ただいま御説明がありました点について、概ね40分から50分ほど、終了間際ぐらいまでお時間を取って議論を進めていきたいと思います。御意見のある皆様方は、挙手ないしは発声をいただければと思います。よろしく願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 以前、町田市に年代別で住民税の支払いの分布を作ってもらったことがあります。高齢化が進むにつれて、当然、その分布のピークが高齢者の方に行きます。何が言いたいかというと、高齢化に伴う、先ほど話題の住民税が今後どれくらい減るかということについては、東京は、しばらくの間、社会増があるかもしれませんが、やはり一つ懸念すべきことだと思うので、特に、住民税と高齢化との関係というのは何かエビデンスとして捉えておいた方がいいという気がするのが所感です。

それから、やはり社会保険料との関係も考えると、今、若い人たちがかなり怒っているのは、社会保険料の負担が大きいと。消費税が悪者になっていますが、やはり、実態として若い人にとって負担が大きいのは社会保険料ですので、この種の議論をするときには、ここは税制調査会ですが、税だけではなくて社会保険料と一体的に議論するということはあってよいという気がします。

あとは、土居委員がおっしゃっていたとおり、金融所得課税をどうするかということとか、同じ社会保険料でも、副業を含めて複数の収入がある人、私たちはみんなそうだと思うのですが、しかし、保険料は一か所からしか取られていないという、こういった雇用の多様化、流動化と社会保険料の仕組みもそぐわないというところであるとか、あと、金融所得課税は、単に格差是正というよりは、金融所得の多くは高齢者が持っていますので、世代間での負担の公平にもかなうところがあると思いますので、この辺りは喫緊の課題として考えなくてはいけないと思います。

それから、今日、日経でも話題になっていましたが、利子割ですね。利子割は金融機関の所在地で、今、取っていますが、事実上、東京に集まり過ぎているというのもありますので、これも含めて、実は金融所得の実態は、マイナンバーを付加していないからですが、どこに住んでいる人がどれぐらいの金融所得を持っているのかということ把握できていないのです。国がやる分にはいいのですが、地方で金融所得をこれから取ってくる、利子割とかで取っていくというときに、この辺りの問題というの、今後出てくるという気がします。金利のある世界にもなってきていますので、そろそろ無視できない課題かと思いました。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 ありがとうございます。

この問題については、先ほども諸富委員からもお話がありましたが、消費税減税が参院選のテーマになるとか、あるいは、手取りを増やすという言葉が永田町のバズワードになっている。これは、何を意味するかというと、やはり、若い世代にとって給与明細をもらったときに支給欄があまり増えていかない。支給欄を増やすのが正常な労働のはずなのですが、そうでなくては、残る道は控除欄を減らすことだという見方が広がってしまっていて、どうしても社会保障全体の抑制という方向に流れ始めているということなのだと思います。

大きく三つぐらい問題を考えなくてはいけないのかなと考えていますが、一つは、資料にもありましたように、全世代型社会保障が議論されているわけです。東京都も、保育園の無償化等、この分野では若い世代の支援ということに、特に、子供・子育て支援というところに力を注いで、これ自体は大変評価すべきだと思うのですが、他方で、国民生活基礎調査のデータなどを見ると、今、子育て中の世帯の平均年収というのは812万円ぐらいになっていて、全世帯の平均が524万円ぐらいあることを考えると、子供を持っていることが、ある種、特権的なことになってしまっている、「子持ち様」という言葉も、去年、ネットスラングになりましたが、それぐらい余裕がないと子供も育てられないことから、ここを支援しても若い人全体にとってみれば、必ずしも自分事にならないという現実、この辺りをどのように考えるかということです。そこも踏まえた全世代型ということを言っていかなければいけないということです。

二番目は、社会保障の負担の在り方が非常に不透明になってしまっていて、これは、社会保障の財源に多額の税が投入されているとか、社会保障の制度間の財政調整が非常に複雑であることから、要するに、控除欄に上がっている負担がどのように自分にリターンしているかというのが、実際リターンしていて、そこは見ておかなければいけないのが見えにくい。

最近、私が関わった16歳から39歳の若い世代の意識調査で、社会保障の問題をかなり扱っているのですが、実は、年金のことを丁寧に説明すると、やはり、負担は今からしておく必要があるということで、よくメディアで言われるように世代間対立が緊張度を高めているわけでは決してないのです。そこで調査した8割ぐらいの人たちが、そもそも社会保障、給与等の、負担、給付の関係についてどこでも教えてもらったことがないと。学校の教科にも入っていると思いますが、どこでも習ったことがないと。唯一の情報源がソーシャルメディアであるという回答をしていて、そういう前提の下で、負担と給付の関係が、さらに、日本の場合、社会保険をあまねく成り立たせるためなのですが、非常に負担と給付の関係が複雑になってしまっているということ。この辺り、都税調で考えることかどうかは別にして、やはり考えていかなければいけない。これが二番目です。

三番目としては、先ほどの土居委員などからも話があった、公的年金等控除の話、これはやはり一言言わなくてははいけないのかなと思いました。

年金控除の制度というのは、年金をどのように位置づけるかによって変わってきて、御存知のように、北欧では、年金給付に対してもすべて課税されているわけですね。ただ、スウェーデンなどがそうですが、年金の所得、ほとんどが所得比例型の年金、それに最低保障年金が少しかぶさるという形になっているので、年金をはじめとした社会保障給付そのものが所得比例型であって、同時に、そういう意味では経済社会におけるポジションの反映でもあるという見方が全体になっているわけです。それに対して、日本の年金制度というのは、どちらかというと、福祉寄りの部分が大きいということで、こうした中でどう判断していくのかというのはなかなか難しいと思います。

先ほど、事務局からは、社会保険料の算定基準ということがありましたが、住民税の課税最低限所得のカウン트에当たっても、今、東京都の基準でいくと、所得35万掛ける世帯数プラス二十何万かが最低だと思いますが、この基準に当てはめていくと、年金所得が極めて平均的な年金所得に近い水準であっても、課税最低限所得以下というカウントになるのです。そうなると、課税最低限所得というのが、しばしば困窮層の把握のインデックスとして使われるわけなのですが、困窮層という実態からずれてしまうという問題があります。

矛盾していることを言っているようなのですが、そういう現実を踏まえつつ、多角的な観点から年金に対する課税というのをどう考えていくか。これは、若い世代の反応も考えつつ議論していく必要があるのかなと思います。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 貴重な御意見、ありがとうございました。

続きまして、小西委員、どうぞ。

【小西委員】 今、宮本委員からもお話があった点で、少々幅広い観点からになってしまいますが、意見を述べさせていただきたいと思います。

お示しいただいた資料の2ページ、3ページ目にあったとおり、社会保険料の課税ベースが今の幅広い社会保険を支えるには狭すぎるということが指摘されていると認識しております。

もともと保険料というのは、歴史を遡れば、就労関係をベースにしており、賃金の喪失のリスクなどを保障していくというものでした。しかし、現在の社会保障制度は、より広いリスクを保障しております。そのため、財源も多様化していくことに、私も強く賛同するところであります。

私の専門はフランスの財政です。資料では28ページでフランスのC S Gという制度について御紹介いただいており、このC S Gと呼ばれる一般社会拠出金が参考になると考えております。

と言いますのは、Contribution (C S Gの「C」)は「保険料」と訳すことができますが、法律上は税となっております。これを徴収しているのも、社会保障基金だけでなく税務担当部署です。

C S Gの導入では、現在、社会保障制度が「ユニバーサル」になっているのだから、公平かつ広く課税していくことが目指されました。そのため、C S Gは、利子を含む金融所得に対しても課税します。また、副業や単発のアルバイトなどで生じる所得に対しても課税されます。この点は、既存の社会保険料とは異なっていました。大きな改革であったため、国民からは強い反発もあったわけです。しかしながら、時の政権は財源を確保するための施策を打ち出すことを政治の役割と強く認識し、社会保障制度を広くみんなで支えるべきものだというメッセージを打ち出しました。

翻って、先ほどの宮本委員の御指摘にもありましたが、日本の制度は現在非常に複雑になっております。新しい子ども・子育て支援金制度は、社会保険料に一定の金額を上乗せされる制度です。これに対し「独身税」という批判が存在します。特定の受益者と特定の財源を結びつけて制度を導入すると、反発も生じやすい。特定のリスクではなく、幅広く、保障制度に対して公平かつ課税ベースの広い財源を用いることが大事だと思います。

一点だけ資料で確認していただきたいことがございます。資料の28ページにフランスのC S Gは「累進的で再分配に資する」と書かれていますが、実際には就労所得に対しても金融所得に対しても9.2%と比例税率が課されておりますので、修正をお願いいたします。※訂正後の資料をホームページに掲載済。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

C S Gについて詳しくお話をいただきまして、ありがとうございます。

では、阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 公的年金等控除のことで、委員の皆様方からも御指摘がありましたが、土居委員からも、公的年金等控除について見直すべきではないかというご意見がございました。この点に関連しまして、現在、所得税法74条において、居住者が社会保険料を支払った場合、その支払った保険料については社会保険料控除として所得控除が認められております。将来、公的年金等を受給する場合には、雑所得の計算上、公的年金等控除として控除が認められることから、社会保険料控除と公的年金等控除による二重の控除があるとして課題が指摘されております。そのような観点から、公的年金等控除については、控除額の見直しを視野に入れた検討も求められるところです。その控除額の見直しに伴う財源については、現役世代の社会保険料の負担を軽減するという形で還元することができるのではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 年金の給付についても、所得税の課税ベースに組み込んでいったらどうかということですね。

小西委員から先ほどいただいたCSGですが、年金所得は課税ベースに入っていますよね。なるべく広く取ってこうということだと思いますね。ありがとうございます。

続きまして、高端委員、よろしくお願いします。

【高端委員】 先ほどの宮本委員、小西委員のお話に関係してくるというか、半分ぐらい繰り返しになってしまっていますが、これまでの税制調査会の報告で、資料だと2ページにありますように、社会保険料の負担というのが賦課ベースが限定されることをはじめ、実態としてはかなり逆進的な負担になっており、かつ、現役世代に負担が偏るという指摘はしてきたと思います。

その上で、社会保険料と税を適切に組み合わせていくことが重要であるということも述べてきているわけですが、世代間の負担の公平という観点から見ても、あるいは、世代間によらず、応能的な負担の実現という観点から見ても、基本的には、社会保険制度の財源に、いわゆる公費負担、つまり税財源の割合を高めていく。それに伴って所得・消費・資産に税制の方で適切に課税して、そこで財源をきちんと確保していくという基本的な方向性は、間違いなく重要なことだと思うので、従来よりは、少し踏み込んだ形で、つまり、社会保険料と税と適切に組み合わせていくというよりも、税を財源として重視していく。それがベースにあって、年金所得の課税をどうするかとか、いろいろそういう各論も出てくると思うのです。そこを、報告できちんと言っていくことが必要になってきているのではないかと思います。

先ほど話にも出ましたが、社会保険料とか、あるいは今回の異次元の少子化対策で支援金制度みたいな、意味がよく分からない、言わば、医療保険制度に上乗せしてかすめ取るようなやり方が出てきて、そういうやり方ではもう明らかに限界なので、そこはきちんとやっていく。税を財源として重視して、税の公平な負担をどうするということ所で各論が出てくる。そういう組立てははっきりしていいのかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 大方針について御助言をいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、金井委員、どうぞ。

【金井委員】 大まかな方向として全く同感でありまして、あとは具体的な制度については、いろいろ委員の皆様方の御知見があるかなと思います。

考え方として、もともと社会保険というのは被用者保険であったということで、勤労所得を中心にイメージしていたのが、社会が変わってきたということを反映しなくてはならないだろう。特に、日本の場合には、高齢化が進んでくると、一つの会社で所得を得ているというのが減ってきて金融資産にかなり依存する社会になっている。それは、日本経済自体もそうで、企業も物を作って貿易で稼ぐというよりは、どちらかというと投資に基づいて利益を上げていくという感じに変わっているとすると、メインの経済動力は金融資産に移ってきている。ならば、そこを、社会保険も課税も含めて根幹に据えるというのは、社会の変動に応じてやるべきことだろうと思いますので、金融所得だけではなくて金融資産も含めて課税し、かつ、社会保険の財源にしていくということが方向としては正しいと感じました。あとは現実的にできるかということだと思います。

自治体の場合には、それは、結局、国税になる可能性が高いことから、どう分配するのかという、譲与税とか交付税とか、分配をどうするのかというのが一つの大きなポイントになるのではないかと思います。

それから、二点目は、介護保険料もありましたし、それから、国民健康保険料も県レベルで統一しようという話になっていますが、介護も国保も保険料の地域差が非常に激しい。特に、介護は当初3,000円台と言っていたのがどんどん値上がりしている。物価が変わらない中で介護保険料だけ値上がりするという時代で、かつ、地域差がかなり出てくるということになると、何らかの財源を基に介護保険料をならしていけるような財政調整の強化が必要なのではないかなと思いますので、介護保険料を抑えるというためにも、何らかの別の財源、取りあえず思いつくのは金融所得と金融資産しかないわけですが、そういうことが必要なのではないかと。

そういう意味で、年金所得に課すというのももちろんあり得ると思いますが、高齢者でより余裕があるのは年金所得の多い人以上に金融所得が多く、かつ、その前提は金融資産が多い人というのに尽きるわけです。結局、これが政治的な抵抗力が強いので、何万円の壁とか所得の面で議論をしているので金融所得や金融資産が多い方が忘れられている。いかにも日本的だなと思います。そういう意味では、取るべきところからきちんと取るということをしていくしかないのではないかなと考えると、細かい話ではないですが、大まかなイメージとして、国で金融資産、金融所得から課税して、社会保険料、特に介護と国保、後期高齢者もそうですが、地方の負担をならしていくという方向にしていいただければなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

鴨田委員、よろしくお願いします。

【鴨田委員】 本当に小さな話なのですが、公的年金にかかる課税の在り方というのを見直した方がいいのではないかと考えています。公的年金は雑所得に分類されていますが、本来、雑所得というのは、どの所得にも該当しない所得として定義されているのですが、公的年金は、一般的に経常的に毎月受けるような所得ですので、雑所得という意味合いではないのではないかなということ。それから、公的年金には控除がありますが、他の公的年金以外の雑所得は、そういう計算の仕方ではないということ。それから、その他の雑所得の損失と、公的年金等にかかる所得を雑所得内で通算するということも合理的ではないのではないかと考えています。

結論的に、公的年金については、雑所得ではなく独立した所得区分としたり、課税の不均衡を是正するために、ここにあるように、65歳以上の者と65歳未満の者についての最低保障額というのはなくした方がいいのではと考えます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 基本的なところになりますが御質問させていただきます。

24ページのところの、賦課の方法の推移等の表がありますが、その算定となるものということで、所得割額といろいろと表があるのですが、資産割額がここまで低い状態になっているのはなぜなのかということで、大体納付の時期の配慮とか把握の難しさとかいろいろあると思いますが、今後はここに着目するというで、何か執行上の課題とかがあるのでしたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

事務局からこの点、お答え可能ですか。

【齋藤税制調査課長】 同じページの説明の箱の中の一番下に減っている理由が書いてあるのですが、もともとは、農業などの自営業者の方の保険ということで農地が着目されていたわけですが、今日においては、固定資産税というのは住宅や宅地に主眼が移ってきているという状況があること、それから、住んでいる基礎自治体、市町村の域外にある固定資産に関しては課税ができない、それから、算定方法をより簡素化するといった観点から、資産割を除いていくような方向になってきております。

今回、資産割を資料上御紹介した趣旨につきましては、資産割そのものをどうこうすることよりは、今後、賦課ベースを広げていくに当たって資産というものに着目していく必要があるのではないかなという一例で掲載させていただいたということでございます。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 酒井委員、よろしいでしょうか。

【酒井委員】 一案ということで承りました。資産については、高齢者が持っていてというところで、ただ、それを、将来の、あるいは現在の生活の糧にされている方もいるというところで、慎重な議論が必要なのではないかと。また、海外に固定資産を持っている方については把握ができないということで、何か公平性の観点から問題があるのかなというところも少し気になっていましたので御質問させていただきました。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 確かにそうですね。老後の生活不安があつて、ずっと現役時代に貯めてきたお金の性質がありますよね。そのため、それを投機に用いたり何かという資産ではなくて、まさに生活の糧としてそこから取り崩して生活していくために貯めている資産に新たに課税されたりすると、なかなか大変なことになるだろうと。確かにそのとおりです。

他にございますか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 今、政府の方でも、今度は現金給付をしようという話が出ているではないですか。この国は常にそうなのですが、低所得者に対する支援という、非課税世帯に対する支援になって、非課税世帯の7割は高齢者なので、結局、高齢者に対する支援になってしまって、働いている若い人たちに対する支援ができていない。それを避けようと思って広く薄くみんなにばらまくしかないという状況なので、そろそろ所得の低い方々というのを正しく捕捉する仕組みもないと、本当に困っている高齢者を捕捉できないし、本当に困っている若い人たちに対する給付もできないということになってしまう。

先ほど、金井委員から、金持ちをきちんと捕捉するというのは、それはそのとおりなのだと思うのです。金融資産を持っている金持ちをきちんと補足して課税するのもそうなのですが、所得を持っていない、あるいは資産の乏しい高齢者なり勤労者たちの所得を正しく捕捉して、それに基づいて、別にこれは税金を取りたい話をしていくわけではないので、給付であれ社会保障の重点化であれ保険料の減免であれ、こういったことをやっていく仕組みをつくれないうこと、これも本来論点としてあると思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 全くおっしゃるとおりです。そういう情報のインフラの整備が大前提として、また、税制のデジタル化と併せて進めていくべきだということが非常に大事な点ですね。ありがとうございます。

他にはございますでしょうか。もし、なければ会長に御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【池上会長】 皆さん、大変貴重な御意見をありがとうございます。

高齢化と税制について、前期からずっと議論をしてきたところですし、私も都税調の議論にかなり長く関わっておりますが、最初は税の話だけをやっていたのですが、途中からやはり社会保険料の議論もやらなくてはいけないだろうということで、次第にそういう議論にも取り組むことにしてきました。

前期の、先ほど御紹介のありました令和6年度の報告は、かなり社会保険料についても踏み込んだ指摘になっていたと思いますが、今期、更に、より具体的に議論するというので、今回のテーマを設定させていただいております。

皆さんの御議論を伺っておりますと、議論の流れはかなり共通していて、社会保障財源は大事なのですが、その中で、社会保険料というのが、確かに歴史的には、それこそビスマルク以来の歴史がございますから、それは大事だとしても、世の中はどんどん変わってきているので、社会保険料の賦課ベースの狭さ、それから、もちろん逆進性もありますが、そういうことを考えていくと、社会保障財源として税の投入を拡大する方向がいいのではないかと、まず共通の理解として考えられると思います。

特に、その中で、負担を求めるところについて考えたときに、例えば高齢者について、高齢者の中でもいろいろな方がいらっしゃるの、いわゆる、資産の面もしくは所得の面で高水準にある方、いわゆる豊かな高齢者に

については、現状と比較して負担をより求めてもいいのではないかという御意見かと思えます。

そのために、例えば年金収入であるとか、あるいは金融所得、資産といったところに負担を求めていくということなのだと思います。特に、いわゆる応能的な税で財源を調達するという考え方は、私もそのとおりだと考えております。

最後に出されました、いわゆる資産とか所得というところについて、本当に総合的な担税力を示す総合所得、今も確かに総合課税と言っていますが、総合課税といっても部分的なので、本当の総合所得をどうやって捕捉するのだという工夫を強めていかなければいけないだろうという御指摘もあるかと思えます。そういうことも含めて、今年度の報告にどう書いていくかということについて、今まで御発言いただいたところを踏まえて工夫をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【諸富小委員長】 会長からおまとめの御発言をいただきまして、ありがとうございました。

今回、かなり、今までも会長がおっしゃったとおり、社会保障については小委員会で議論してきたわけですが、非常に新しい論点を次々と委員の皆様から御指摘いただけたと思います。社会保険料だけではなくて税の問題について、今日は大分御意見をいただきましたし、それから、今日は出なかった論点としては、ミニマムタックスというものが俗称ですが導入されまして、非常に超富裕な高額所得者だけの課税ベース、その課税対象数は200人とも300人とも言われていまして、たったそれだけの対象数、そういうものも導入されたという点で、こういったものも、今後、日本の社会保障財源を考えていく場合に参考になるものかなと思います。これは一点だけ補足でございます。

ここまで、社会保障の関係について、事務局から何か補足説明とかはございますか。

【齋藤税制調査課長】 事務局からは特にございません。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 では、以上で本日の議題は一通り議論することができました。特に印象深かったのは、今期から御加入いただいた委員の皆様方に積極的に御発言いただきまして、大変活発かつ内容的に充実した議論ができたという感想を持っております。本当にありがとうございました。

では、最後に、事務局から事務連絡及び次回の日程などの説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 本日の議事録につきましては、後日ホームページにて公表いたします。掲載前に発言内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第2回小委員会の日程についてお知らせいたします。

次回は7月3日木曜日、16時から、本日と同じ都庁第一本庁舎33階特別会議室N6にて開催させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、本日の議題を終了いたします、お忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして第1回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

— 了 —